

2025年10月21日

指定補償金管理機関の指定及び登録確認機関の登録について

CRICは、本日、未管理著作物裁定制度に係る著作権法第104条の19第1項に基づく指定補償金管理機関の指定及び同法第104条の34第1項に基づく登録確認機関の登録を受けました。

詳しくは、文化庁のホームページを御覧ください。

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94284501.html

今後、2026年4月1日の業務開始に向けて、準備を進めることといたします。引き続き御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

公益社団法人著作権情報センター（CRIC）